

学則変更の趣旨等を記載した書類

目次

(ア) 学則変更（収容定員変更）の内容	1
(イ) 学則変更（収容定員変更）の必要性.....	1
(ウ) 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容.....	2

(ア)学則変更（収容定員変更）の内容

聖路加国際大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻（以下本専攻という）は、令和7（2025）年度より下記の通り収容定員を変更する。

	入学定員		収容定員	
	現行	変更後	現行	変更後
専門職学位課程	25	<u>30</u>	50	<u>60</u>
博士後期課程	3	<u>5</u>	9	<u>15</u>
合計	28	<u>35</u>	59	<u>75</u>

(イ)学則変更（収容定員変更）の必要性

聖路加国際大学大学院は、「医療・保健分野における高度な専門知識の修得および国内外の諸問題をグローバルスタンダードに照らし合わせて解決する能力の育成により、社会における人間の健康と幸福の保持・増進に寄与する公衆衛生分野の高度専門職業人を養成すること」を目的として、平成29（2017）年に公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程を、平成31（2019）年に公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻博士後期課程を設置した。

本専攻専門職学位課程では、大学基準協会公衆衛生系専門職大学院認証評価（令和5（2023）年4月1日認定）において、検討事項のひとつとして「入学者数および在籍学生数が定員超過傾向にあり、2022年度においては、入学定員に対する入学者数比率が1.40、収容定員に対する在籍学生数比率が1.44となっている。教員数とのバランスなど、当該専攻が行う教育やファカルティ・メンターによるメンタリングを含めた学生支援の質を維持していくことを考慮して適切な定員管理を行うことが必要である（評価の視点 2-18）。」との指摘を受けている。この指摘に照らすと、令和6（2024）年4月時点の収容定員充足率が189%となる博士後期課程においても、同様に適切な指導体制を維持するための定員管理が求められているといえる。

一方、本専攻では広い視野で医療・保健・福祉をとらえて科学的に分析する能力、国

際性および問題解決力を有する公衆衛生人材を育成することを目指しており、その実現のために、開設以来、多種多様な経歴を持つ学生を受け入れ、ダイバーシティのある学修環境を整えてきた。専任教員の配置における国際性の豊かさは、大学基準協会公衆衛生系専門職大学院認証評価においても特色として認められるところであるが、国際性と多様性という本専攻の特色をさらに伸長するためには、学生の多様性も維持、促進する必要がある。多様性の担保には一定程度の母数が必要であり、現在受け入れている学生数を維持するため、定員を増員して適切な教育課程および教員配置を適時検討していく体制をとることが望ましい。よって、専門職学位課程の定員を 25 名から 30 名に、博士後期課程の定員を 3 名から 5 名に増員する。

(ウ)学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

今般の学則変更に伴う教育課程、教育方法および履修指導方法、教員組織、大学全体の施設・設備の変更は行わない。すでに、改定学則の収容定員数を超える人数の学生に対し、現行のカリキュラムに拠る教育を行っており、定員変更後も同等の教育内容を維持することが可能である。

本専攻専門職学位課程の専任教員数は 15 名であり、収容定員 60 名に増員後の ST 比は 4.0 となる。研究指導は、専門職学位課程においては最終学年に指導教員が割り当てられるため、30 名を 15 名で指導する体制となる。博士後期課程においては 3 年間を通して論文指導を行うが、収容定員と論文指導教員の ST 比は 1.7 であり、いずれの課程においても、十分な指導を担保できる人数比である。

以上より、今般の学則変更に際して教育内容や教育方法、教育環境は従来に比べても同等以上を実現できるものと考えている。